

令和 8 年度第 5 回和田区地域協議会 次 第

日時：令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 6 時 30 分～
会場：ラーバンセンター 第 1 研修室

1 開会

2 報告事項

(1) 釜蓋遺跡ガイダンスの開館時間の変更（冬期間短縮）について

(2) 地域協議会会長会議について

(3) 市民の消火栓使用について

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 10 月 21 日（水）午後 6 時 30 分～：ラーバンセンター】

【次々回協議会 11 月 18 日（水）午後 6 時 30 分～：ラーバンセンター】

■ 変更の目的と背景

- ・冬期間(12月～2月)の利用時間の状況を踏まえた開館時間の変更を行います。

資料No. 1

■ 変更内容

- ・冬期間の開館時間を現在の9時から17時までを9時から16時までに変更します。
- ・対象となる(冬)期間は12月1日から翌年2月末日です。
- ・試行期間とし、条例・規則の変更は行いません。

■ 冬期間の利用実態

※16時以降利用者数
R6 35人・R7 111人
年間利用者の1～3%程度

※16時以降に来館者がなかった日数
令和6年度 54日／72日 (75.0%)
令和7年度 24日／72日 (33.3%)

■ 参考： 時間別入館者数

	月	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	月計
令和6年度	4	107	187	84	62	63	101	93	65	762
	5	194	201	122	59	75	80	56	51	838
	6	342	264	195	153	104	58	61	61	1238
	7	152	95	58	84	82	52	57	59	639
	8	122	254	166	92	105	110	76	78	1003
	9	107	62	98	65	57	80	107	64	640
	10	89	89	81	85	113	55	37	44	593
	11	119	115	49	77	102	56	58	34	610
	12	10	8	21	14	76	13	11	3	156
	1	27	31	15	21	14	29	21	9	167
	2	19	32	23	27	18	23	27	23	192
	3	33	116	108	131	103	55	64	53	663
	合計	1321	1454	1020	870	912	712	668	544	7501

	月	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	月計
令和7年度	4	65	64	50	62	73	81	54	77	526
	5	234	375	213	173	131	78	64	70	1338
	6	238	88	57	53	43	59	70	53	661
	7	250	123	208	205	160	132	74	67	1219
	8	167	108	91	113	120	126	83	83	891
	9	157	92	112	130	143	163	176	198	1171
	10	167	138	173	99	125	56	81	74	913
	11	281	108	82	70	93	102	83	54	873
	12	57	58	39	57	28	50	30	40	359
	1	50	22	38	31	17	21	41	34	254
	2	39	51	89	62	39	31	37	37	385
	3	66	86	43	60	89	53	48	48	493
	合計	1771	1313	1195	1115	1061	952	841	835	9083

地域協議会会長会議 次第

と き 令和8年8月17日（月）
午後2時から
ところ 上越市市民プラザ
2階 第1会議室

1 開 会

2 議 題

地域自治の推進に向けた今後の方策案について

3 そ の 他

4 閉 会

[illegible]

令和 8 年 7 月 1 7 日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域協議会との意見交換結果（概要）・・・・・・・・・・ 資料 1

地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて・・・・・・・・・・ 資料 2

【参考】地域自治の推進に向けた今後の方策案について・・・・・・・・・・ 資料 3
（令和 8 年 5 月 地域協議会提示資料）

開催状況

開催日：令和8年5月19日（火）～7月1日（水） 対象：28地域協議会

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回 答
地域活動への支援 （財源支援の仕組み）	制度全般	- 補助率10割、提案期限の延長について、改善と受け止める。補助制度の早期の明確化、周知を求める。 - 現行制度において実施している事業が継続して取り組めるよう予算枠の確保を求める。 - これまで自主財源の確保に向けて取り組んできたのに複雑な心境である。	- 一定の合意が得られれば、8月下旬を目途に制度概要を公表し、周知を開始したい。 - 継続か新規かで取組の優劣はつけられないが、予算枠については、これまでの活動実績も踏まえながら検討する。 - 補助率10割とはいえ、限られた予算枠の中で、協賛金や売上の確保などができる取組は、引き続きご尽力いただきたい。
	事業名称	「協働・共創まちづくり補助金」という名称は長く、言いづらい。	「協働・共創」に込めた意味もあるが、分かりやすい名称にできるか改めて検討する。
	審査	- 地域協議会での審査が負担になることを懸念する。 - 区によって採択基準が異なると、採択される事業に差が出ることを懸念する。 - 地域協議会が審査することの位置付けが不明瞭である。	- 統一的な基準に基づき書類確認を行うなど、できるだけ負担の少ない形で評価や意見をお願いする。 - 位置付けについては改めて整理する。
	対象経費	- 物品購入・修繕・工事等の扱いについて、柔軟な運用を求める。 - 経費区分に応じた上限額の設定など、明確なルール提示が必要である。	「地域独自の予算事業」を基本に、対象外経費など一定のルールを設ける。 - 一方、地域事情に応じて活用しやすい補助制度とするため、左記のような具体的なルールの設定までは考えていない。
地域運営組織への支援	組織立ち上げ	- 既存の住民組織との関係について整理が必要である。 - 担い手不足や地域コミュニティの希薄化により、組織の新設や組織化自体が難しい。一度立ち上げても、継続・自立性を不安視する。 - イメージしやすいようモデル地区を立ち上げるべきである。	- 地域の意向を尊重するため、28区一斉の取組は想定していない。モデル地区のような形で団体の立ち上げや伴走支援することも検討する。 - 地区によっては相応の時間を要する検討になると考える。 - 他自治体の例を踏まえながら、地域の意向や既存の住民組織の状況などに応じて、より具体的な進め方を説明したい。
	支援内容	人的支援、人件費支援には賛同する。支援内容を明確にしてほしい。	

地域協議会との意見交換結果（概要）

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回 答
地域協議会	役割・機能	- 協議機能と実行機能の連携が難しい。 - 地域運営組織との役割分担が重要である。	- むしろ実行組織である地域運営組織への支援によって連携しやすくなる面もあると考える。 「審査主体」、「合意形成機関」としての位置付けを再整理する。 - 地域運営組織の運営状況に応じては、将来的には地域協議会との一体的な運用もあり得る。
	地域ビジョン	- 地域協議会が策定することはハードルが高いのではないかと。策定するにしてもスケジュール的に厳しい。 - まちづくりを進める上で地域ビジョンの策定は重要である。簡易なものにとどめず、多様な意見を聞いて作り上げる必要がある。	- 令和8年度は、「地域活性化の方向性」を活用することを基本とし、次年度以降に任意で更新をお願いする。 - 地域のニーズを踏まえ、市職員が支援を行う。
	委員選定	- 公募公選制について、継続を賛成する。 - 担い手不足・偏り（高齢・男性中心）の課題が残る。 - 若者が参加しやすくなるよう報酬を出すべきである。	- 公募公選制を継続することや、報酬を得ることに伴う懸念について意見があったことを踏まえ、無報酬とした。 - 運営手法の見直しや活動内容の広報の充実などは随時行っていく。
	その他の運営課題	- 市民からの認知度が低いため、PR強化が必要である。 - 委員の負担、モチベーション維持が課題である。	
その他	全般	制度変更が続いていることへの不信感、不安を感じる。	- 制度変更に伴い、より良いものとなるよう努めていく。 - 令和4年度から検討を続けている。早期の制度周知に向けて、地域の団体などへの丁寧な説明に努める。 - 会長会議は必要に応じて実施する。
	スケジュール	- 意見交換後のスケジュールが短く、検討期間が不足している。 - 検討期間が長い。早期の制度確定・周知を求める。 - 会長会議や説明機会の充実を求める。	
	その他	- 地域間、団体間での情報共有の強化が必要である。 13区と15区で市の事務局体制が異なるのは課題である。（総合事務所とまちづくりセンター）	- 新たな取組である、地域づくりの学び合いの機会創出を通して、情報共有の強化を図る。 13区か15区かに関わらず、今回の方策案を推進できるような体制を整える。将来的には体制の見直しも想定している。

地域独自の予算事業に代わる 新たな財源支援の仕組みについて

令和 8 年 7 月
地域政策課

(仮称)協働・共創まちづくり補助金 + (仮称)まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

- ✓ 自己負担が生じる問題への対処、提案期限への配慮、高額経費の計上への対応
- ✓ 旧制度の良い点を継承・・・
 - 地域活動支援事業 地域協議会の「協働の要」としての役割、予算の枠配分
 - 地域協議会が審査に関わることにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
 - 地域独自の予算事業 提案のしやすさ
 - 地域協議会は審査に関わらず、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

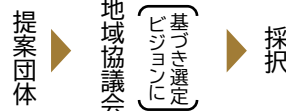
① (仮称)協働・共創まちづくり補助金

地域が主体的に考え、地域の様々な担い手による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動を支援

② (仮称)まちづくりスタートアップ補助金

地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援。新たなまちづくりの担い手の発掘にも期待

① (仮称)協働・共創まちづくり補助金



【概要】

地域自治区ごとに一定の予算枠を設定（均等割、人口割）
地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】

地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

【補助率・予算額】

10/10以内。ただし、事業収入を控除するほか、交際費・飲食費などの対象外経費を設定

予算総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】

地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末まで

【地域意見の反映手法】

地域協議会にて評価・意見（簡素な方法を想定）

② (仮称)まちづくりスタートアップ補助金



【概要】

新規事業の実施に係る初期費用への支援
区域を越えた活動や区域を限定しない活動も対象

【対象団体】

地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

【補助率・予算額】

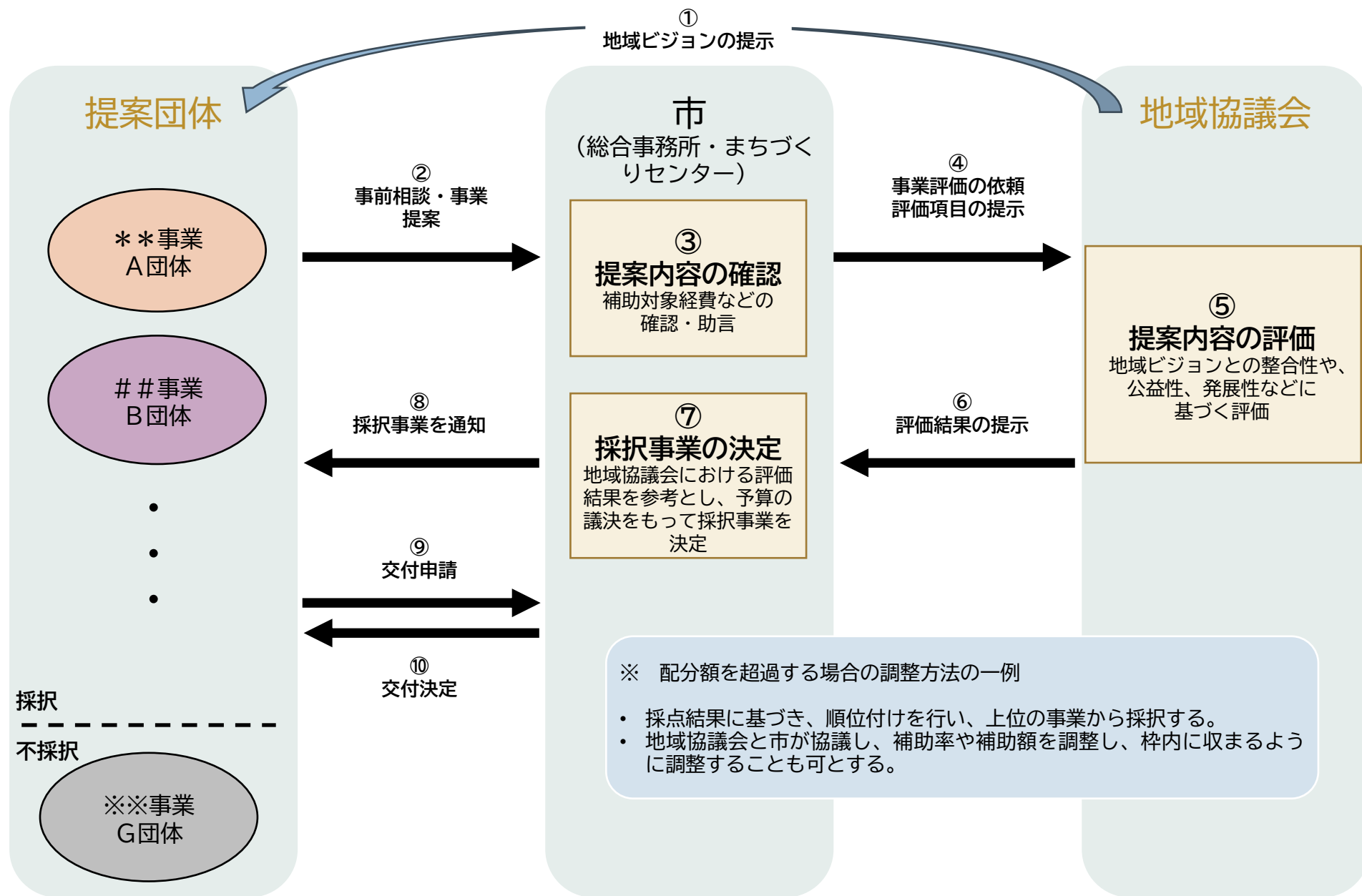
定額補助（上限10万円程度）。①と同様に対象外経費を設定
予算総額は調整中

【予算計上方法・提案時期】

地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の4月から

【地域意見の反映手法】

なし（市のみで審査）



地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を共有するための指針が必要である。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を将来に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定方法

- 初年度は既に策定済みの「地域活性化の方向性」を活用。2年目以降はまちづくりに係る類似の指針等の転用、新たな作成も可とする。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業に当たり、総合事務所やまちづくりセンター等が支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取組
〇〇区	(1)、・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・ ① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記	○・・・・・・・・を目指します。 (1)、・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・ ② 地域活性化の方向性を基に取組方針を設定	(1) ・・・・・・・・事業 (1) ・・・・・・・・事業 (1) ・・・・・・・・事業 (2) ・・・・・・・・事業 (2) ・・・・・・・・事業 (2) ・・・・・・・・事業 (2) ・・・・・・・・事業 (3) ・・・・・・・・事業 ③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化 ④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る ← 取組が不足している分野 ⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用

〇〇区

※本様式のほかに、内容を補足する資料を添付することも可能とする

目指す地域像

作成日：令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇な地域を目指します。

地域の現状（特徴・魅力・課題）

① 歴史資源（雁木・町家・寺院など）について

- 良い点
課題
- ・歴史的建造物や町並みといった地域資源がある
 - ・若い世代への地域文化の継承が進みにくい

② 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

③ 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

④ 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

※地域の現状をおおむね
4～5分野で整理

対応方針（項目ごとの対応）

① 雁木・町家・寺院など歴史資源をいかした活動を推進

（例）〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

③ 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

④ 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

※事例の記載は任意

※イベントの様子や四季折々の風景写真等

※写真の掲載は任意

写真等

写真等

（〇〇の様子）

（〇〇の様子）

補助対象の設定（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

補助対象とする事業

持続可能な地域づくりの推進に向けた、各区の地域ビジョンに合致した地域活動の取組

<取組の例> 地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など）、町内会などコミュニティ活動の支援（除雪ボランティアなど）、地区内の集いの場づくり、地域振興につながるイベントの実施、移住定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、イベント実施など） など

補助対象外とする事業

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- 備品の購入・設備の設置が主目的となるなどの地域活動が伴わない取組
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- 政治活動・宗教活動を目的とする取組や公序良俗に反する取組
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組 など

補助対象外とする経費

1. 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
2. 団体等による事業実施に向けた企画検討会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費等のほか、役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
3. 事業による直接的な受益が提案者や提案者に加盟する団体等の構成員、参加者等に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備の修繕等、教室、大会等の開催等に係る経費
4. 景品やトロフィ、参加賞など個人への給付に係る経費
5. 先進地等への視察に係る旅費や使用料及び賃借料等の経費
6. その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

<主な経費の例>

区分	○ 対象となる経費（例）	× 対象とならない経費（例）
報償費	○ 講師への謝金など	× 専門性のない方への謝金
旅費	○ 講師の交通費など	× 視察に係る旅費
需用費	○ 給水を目的とした飲料水 ○ ポスター等の印刷代など	× 左記を除く飲食費
役務費	○ ボランティア保険など	× —
委託料	○ 会場設営業務、警備業務など	× 事業全てを委託する委託費
使用料及び賃借料	○ 会場使用料、機器借上料など	× 団体運営に係る事務所借上料
工事請負費	○ 活動のために必要な工事	× 道路の白線、防犯灯などの活動を伴わない設備の整備
備品購入費	○ 活動のために必要な備品	× 楽器やユニフォーム

地域協議会における評価方法（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

評価の考え方

- 補助事業の審査・採択については、最終的に市が責任を有する。
- 地域協議会は、住民と行政との「協働の要」であり、地域の課題について話し合う役割があることから、委員の負担軽減に配慮しながらも、事業の選定プロセスに一定程度関わっていただく。
- 市は全区共通の評価項目を設定し、地域協議会委員には、評価項目ごとに優れていると考える項目に◎○を付ける方法により評価をお願いする。
- 地域協議会全体の◎○の多寡によって、採択事業の優先度を確認する。

<評価項目（例）>

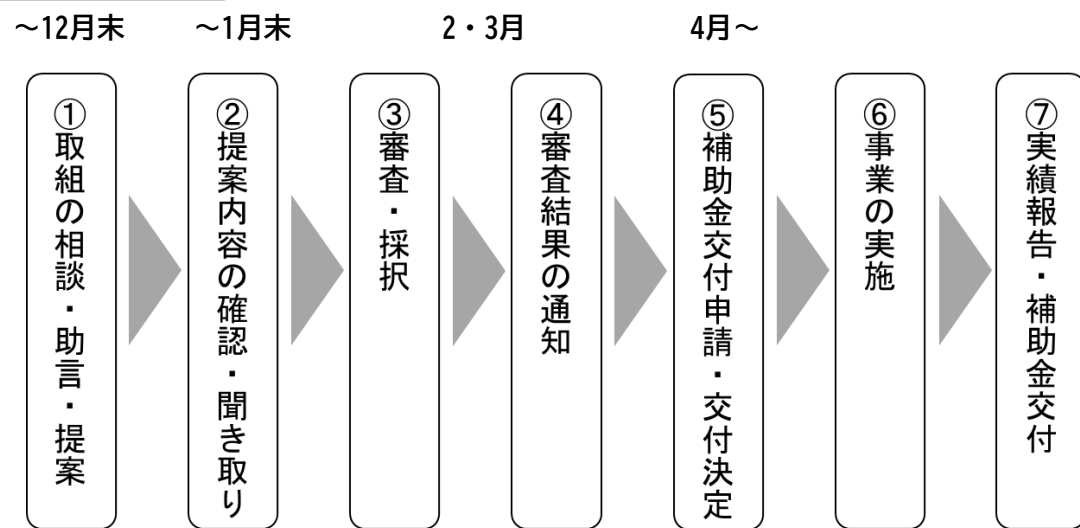
評価項目	確認の視点	判定
地域ビジョンとの整合	提案事業が各区で策定した地域ビジョンに合致しているか。または、地域ビジョンに追加すべきものか。	
	・・・など	
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	
	補助金を充てて購入した物品や修繕した設備等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	
	提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	
	・・・など	
必要性	地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	◎
	地域の実情や住民要望に対応したものか。	○
	・・・など	を
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	記載
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	
	・・・など	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
	協賛金や参加費など自主財源の確保に努めているか。	
	・・・など	
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
	事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	
	・・・など	

過去の補助制度との比較

項目		(仮称) 協働・共創まちづくり補助金 (R9～)	地域独自の予算事業補助金 (R5～R8)	地域活動支援事業補助金 (H22～R4)
予算枠		地域自治区ごとに配分額あり 総額は精査中 (R9は経過措置あり)	予算枠・上限額なし	地域自治区ごとに配分額あり 総額1.8億円
補助率上限		10/10	7/10 (令和元年度～4年度のいずれかに地域活動支援事業を活用してきた取組を継続する場合は、経過措置として9/10)	10/10
主な対象外経費		地域独自の予算事業における対象外経費を基に若干追加	地域の活動を伴わないハード整備、ユニフォーム・楽器等の受益が限定される物品の購入	地域自治区ごとに設定
提案	提案者	地域の団体 (構成員5人以上、営利団体は除く)	地域の団体(構成員2人以上)、地域協議会、総合事務所・まちづくりセンター	地域の団体 (構成員5人以上、営利団体は除く)
	提案内容の検討	提案者(地域の団体等)と市が一緒に考える	提案者(地域の団体等)と市が一緒に考える	提案者(地域の団体)のみ
	提案期限	事業実施前年度の12月末	事業実施前年度の8月末(新規事業)、9月末(継続事業)	地域自治区ごとに設定(おおむね4月末まで)
選定	地域協議会	②地域ビジョンの策定、事業内容の評価	③採択事業の確認	②審査基準(採択方針)の設定、事業の審査
	市	①評価基準の設定 ④採択事業の決定	①審査(各事業)	③採択事業の決定 (地域協議会の検討結果を尊重)
	市議会	③議決(各区への配分額)	②議決(各事業)	①議決(各区への配分額)
予算化	予算要求主体	地域政策課	総合事務所・まちづくりセンター (地域政策課は制度趣旨に即しているか確認)	自治・地域振興課
	予算計上事業	総務管理費(2款1項)	各課等の事業に目的別に計上	総務管理費(2款1項)
	予算執行	総合事務所・まちづくりセンター	総合事務所・まちづくりセンター、各課等	総合事務所・まちづくりセンター

項目	小項目	R8(2026)										R9(2027)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
方策案についての意見交換・修正	地域協議会		●5/19-7/1 意見交換				●地域協議会会長会議（予定）							
	住民組織			●意見交換										
	有識者			●意見交換										
	市議会		●勉強会		●所管事務調査									
地域活動への新たな補助制度の実施	市議会												予算審議	
	活動団体					募集開始					締切			
	市					●市長記者会見 相談対応等					検収		事業決定	
	地域協議会					手続説明、ビジョン策定説明等						意見・評価		

事業実施の流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
金谷区			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
三郷区			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
和田区			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
春日区			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
諏訪区			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
津有区			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
高土区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
有田区			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
八千浦区			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
保倉区			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp
北諏訪区					
谷浜・桑取区					



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



詳しくは
こちらの
ホームページから



事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありますが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

5人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。



1 趣旨・対象とする活動

持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全体的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。

このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・ 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・ 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・ 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・ 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- ・ 地区内の集いの場づくり



2 対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
- 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3 対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
- 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4 活動の提案

- 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
- 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
- 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5 活動の審査

- 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
 - ① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
 - ② 地域への貢献度
 - ③ 多様な主体の参画度
 - ④ 活動の実現性・効率性
 - ⑤ 将来への発展性・期待度
- 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高土区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。

※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6 活動の公表・評価

- 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
- 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。



地域自治区制度の設置目的を踏まえた考え方の整理

自主自立のまちづくりの推進

自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。

市政に地域の声を届ける

地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。

自らつくり育てたまち

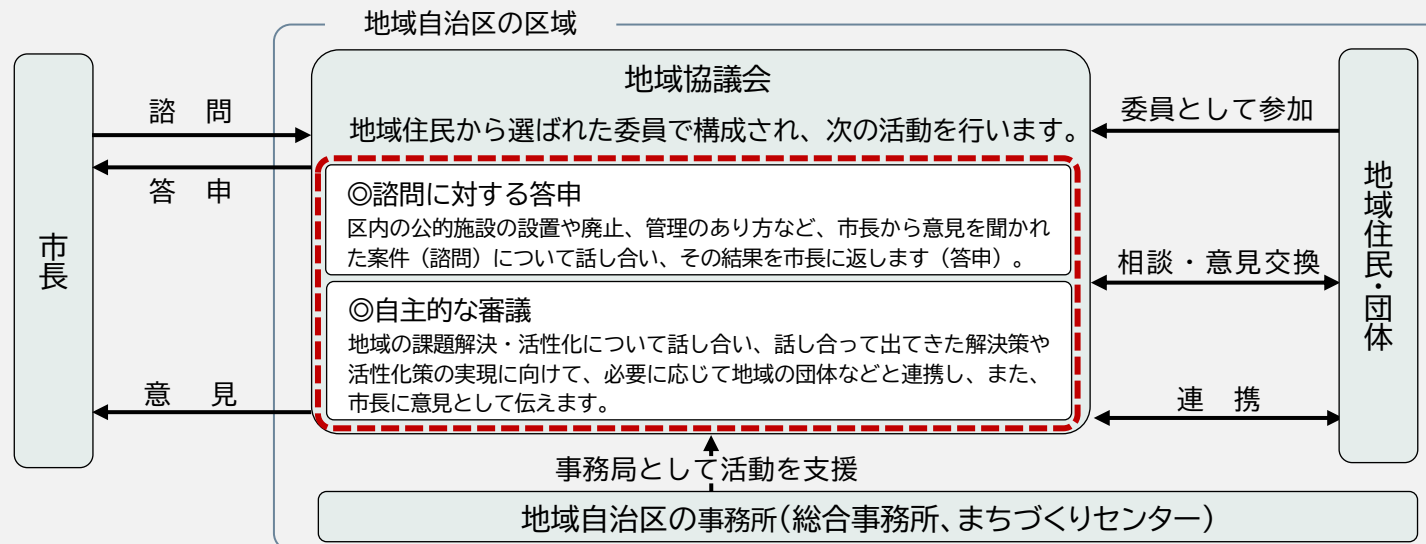
自らの思いが反映したまち

地域に愛着と誇りを持って
暮らしていくことが
できるまちをつくっていく

- ✓ 地域自治の推進に向けて、地域が主体となって地域の課題や将来像を考え、その実現に向けて地域自らが取り組み、行政はその取組を支援する役割を担う。
- ✓ 地域の課題や将来像について継続的に議論してきた地域協議会には、地域で活動する実行組織(地域の団体)と連携しながら、地域づくりに関わっていただくことを期待したい。

制度設計への反映

- ✓ **新たな制度の設置に伴う地域ビジョンの作成と補助金の提案内容の評価は、地域協議会の「自主的な審議」の延長線上にある活動であるとともに、市の施策等の決定に先立ち意見を聴く意味合いから「諮問に対する答申」と同様の性質を持っている。**
- ✓ **このことから、市からの「依頼」という形でこれらの業務を地域協議会にお願いしたい。**



参考資料

【地域協議会委員の手引き抜粋】

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。

また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

【上越市地域自治区の設置に関する条例】

（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

■ 過去の類似事例

地域活動支援事業における提案事業の審査（H22～R4）、「地域活性化の方向性」の策定（R4～R5）についても、同様の依頼を実施

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、
「使用できる」こととします。

1 安全対策に向けた留意事項等

別紙1をご覧ください。

2 消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2をご覧ください。

3 その他

町内会には、8月5日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

留意事項

【消火訓練】

- ・ 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年1回以上実施するものとする。
- ・ 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

- ・ 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- ・ 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

- ・ 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- ・ 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年1回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

- ・ 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- ・ 消火栓の操作に関する訓練
- ・ ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- ・ 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- ・ 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

- ・ 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- ・ 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- ・ 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

- ・ ホースは使用できる状態か。
- ・ 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- ・ 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- ・ 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。 ※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要



市への相談

- ・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

- ・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等を行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年1回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

- ・日時、場所、参加者を決める。
- ・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

各種申請等

- ・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
- ・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

- ・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ

